

2026年10月 1 日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 河村 哲治

シャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社
代表取締役 橋本 隆治

吸収分割に係る事後開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープディスプレイマニュファクチャリング株式会社（以下、「SDMC」といいます。）は、2026年 8 月 7 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年10月 1 日を効力発生日として、SCを吸収分割承継会社、SDMCを吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第 1 項第 1 号及び第801条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2026年10月 1 日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過

SDMCは、SCの完全子会社であり、SC以外に株主が存在しなかったため、会社法第784条の 2 の規定による請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

SDMCは、SCの完全子会社であり、SC以外に株主が存在しなかったため、会社法第785条の規定による株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求手続の経過

SDMCは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定による新株予約権買取請求はありませんでした。

（4）債権者の異議手続の経過

SDMCは、会社法第789条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026年 8 月25日に官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求手続の経過

SCにおいて、本吸収分割は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第796条の2ただし書の規定により、株主には差止請求権が認められていませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

SCにおいて、本吸収分割は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、反対株主には株式買取請求権が認められていませんでした。

(3) 債権者の異議手続の経過

SCは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年8月25日に官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- SCは、本吸収分割の効力発生日である2026年10月1日をもって、吸収分割契約の定めに従い、SDMCの本吸収分割の対象事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

本吸収分割によるSC及びSDMCの変更の登記は、効力発生日から2週間以内に申請する予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上